**令和８年（フ）第４２１号**
大分県別府市南立石中津留町24番25―302号
第２山口コーポ
債務者　日野　光晴
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第４２５号**
大分市横田２丁目１番30号
債務者　小田原久美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２９１号**
沖縄県浦添市城間４丁目３番１号
債務者　銘苅　義彦
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（フ）第４５号**
秋田県鹿角市尾去沢字蟹沢３番地４
債務者　高橋　椋一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

**令和８年（フ）第８２９号**
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地26棟402号
債務者　霧生まどか
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１２１６号**
東京都東大和市蔵敷３丁目691番地の２芝中住宅イ19―310号
債務者　武井菜穂子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２９９５号**
大阪市東成区東今里２丁目２番４―601号
債務者　ｃｉｎｑ　ｄｅｓｉｇｎこと　山根　都
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３５６９号**
大阪府大東市北条４丁目４番302号
債務者　和田　千鶴
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３８０７号**
大阪市城東区鴫野西５丁目12番24号
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３９７８号**
大阪市西成区南津守４丁目１番108号
債務者　大石奈緒美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４０１８号**
大阪市鶴見区横堤２―３―21、住民票上の住所兵庫県川西市萩原台西２丁目191番地
債務者　川原　隆弘
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４０４６号**
大阪市西淀川区野里２丁目11番16―202号
債務者　窪田　栄里
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４１３５号**
大阪府大阪市東住吉区矢田５丁目11番９―311号
債務者　坂部　優子（旧姓近藤・前）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４１３９号**
大阪府八尾市旭ケ丘２丁目19番地の１　レオパレスＩＭＡＧＯ209号
債務者　松原　和希
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４１８１号**
大阪府豊中市箕輪２丁目14番41―406号
債務者　加藤　佑美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４１９７号**
大阪市淀川区西宮原３丁目３番11―1109号
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４２３２号**
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―412号
債務者　原園美智代
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４２５５号**
大阪府高槻市唐崎北３丁目５番５号　グループホームみるみれ
債務者　橋長知作子（法定代理人成年後見人門林誠）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部